

Eメール配信 (10 May 2021 09:03)

JCCI 会員各位

新型コロナウイルスに関する情報を下記、ご案内いたします。

①ワークパス保有者の入国制限について

5月7日、MOMはワークパス保有者（DP保有者含む）の入国に関する規制の変更を発表しました。

<主なポイント>

・5月11日以降、既に入国許可を取っている高リスク国・地域からのワークパス保有者の入国につき、下記措置が取られる。

- 既に入国許可を取っている建設、海洋、生産部門（CMP）のワークパス保有者は一部を除き、承認通りに入国することができる。

- 既に入国許可を取っている移民家事労働者（メイド）は一部を除き、承認通り入国することができる。

- 7月5日までの入国許可を取っている上記以外のワークパス保有者は、入国することができない。

状況が安定した際に雇用主に再申請時期などを通知する。

・高リスク国・地域からの新規での入国申請は受け付けない。

ただし、重要な戦略的プロジェクトやインフラ整備に必要な人員については、引き続き、入国を認める。

※高リスク国・地域：オーストラリア、ブルネイ、中国本土、ニュージーランド、香港、マカオ以外の全ての国・地域

詳細は下記 MOM のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2021/0705-work-pass-holders-who-have-already-obtained-approval-to-enter-to-be-rescheduled>

以上

<本件担当> JCCI 事務局（担当：清水） E-mail: [info@jcci.org.sg](mailto:info@jcci.org.sg)

Facebook にて情報発信中！ like! us on [JCCI facebook](#)